

旭川医科大学病院医療的ケア児支援専門委員会細則に関する要項の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年5月21日病院長裁定)

旭川医科大学病院医療的ケア児支援専門委員会細則に関する細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院医療的ケア児支援専門委員会細則（令和5年病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 小児科のうち新生児科の医師 若干人</p> <p>(2) 小児科外来看護師 若干人</p> <p>(3) NICUナース・ステーション看護師 若干人</p> <p>(4) GCU看護師 若干人</p> <p>(5) 4階西ナース・ステーション看護師 若干人</p> <p>(6) 4階東ナース・ステーション看護師 若干人</p> <p>(7) <u>患者総合サポートセンター</u>看護師 若干人</p> <p>(8) <u>患者総合サポートセンター</u>医療ソーシャルワーカー 若干人</p> <p>(9) その他委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項の委員は、委員長が委嘱する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和6年5月21日から施行し、改正後の第4条第1項については、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 小児科のうち新生児科の医師 若干人</p> <p>(2) 小児科外来看護師 若干人</p> <p>(3) NICUナース・ステーション看護師 若干人</p> <p>(4) GCU看護師 若干人</p> <p>(5) 4階西ナース・ステーション看護師 若干人</p> <p>(6) 4階東ナース・ステーション看護師 若干人</p> <p>(7) <u>地域医療連携室</u>看護師 若干人</p> <p>(8) <u>地域医療連携室</u>医療ソーシャルワーカー 若干人</p> <p>(9) その他委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項の委員は、委員長が委嘱する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

【改正理由】

地域医療連携室の改組に伴い、所要の改正を行うものである。